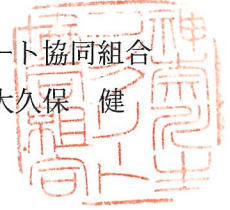


2021年4月19日

お得意先・関係先各位

神奈川生コンクリート協同組合
理事長 大久保 健



新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づく
「まん延防止等重点措置」発令後の対応について

拝啓 平素より弊協組の事業に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府は、神奈川県(横浜、川崎、相模原3市)に「まん延防止等重点措置」を適用することを決定し、4月20日より実施されることとなりました。

今後弊協組では適切な感染防止対策と経済活動の両立に向け、下記の通り対応させていただきますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 弊協組の業務時間

午前10時00分から午後4時00分までとします。

4月20日(火)から同措置解除日(5月11日予定)までの期間とします。

職員は交代勤務の体制をとります。

2. 生コンクリートの供給について

原則として需要家の皆様のご要望に対応いたします。また、組合員工場が感染者発生による休業となった場合にも共納工場による出荷対応、近隣工場による納入を行います。

しかしながら、複数工場による感染者発生による休業や交通規制等何らかの不可抗力的要因がある場合にはその限りではありません。

3. その他

上記以外の状況変化が生じた場合は別途お知らせいたします。

なお、ご不明な点等ございましたら弊協組(営業部)へお問い合わせください。

連絡先：営業部 ☎ 045-312-1681

以上